

大阪狭山市

こども家庭センター

こども家庭センターとは？

「母子保健」と「児童福祉」が協力して、妊娠期から子育て期まで切れ目のない一体的な支援を行うところです

妊娠・出産について
乳幼児期の発育・発達について
子育ての悩み など

こども発育や発達について
こどものしつけについて
こどもへの虐待について など

いじめや不登校について
家族のお世話やお手伝いで
勉強する時間がない など



妊産婦



子育て家庭



こども

相談

支援

こども家庭センター



認定こども園も含む



母子保健担当



保健センター



保健師等



子ども家庭
支援員等

児童福祉担当



UPpp



市役所



相談内容に応じて 関係機関と連携し 利用できる支援をコーディネート

母子保健担当〔妊娠中から小学校入学まで〕

大阪狭山市岩室1丁目97番地の3

(保健センター内)

TEL 072 (367) 1300



児童福祉担当

大阪狭山市狭山4丁目2303番地の2

(子育て支援・世代間交流センター“UPpp”内)

TEL 072 (349) 8016



子育て世帯訪問支援事業



家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問して、家事・子育て等を支援します。

申請は大阪狭山市こども家庭センターへ

対象家庭

大阪狭山市に居住するいずれかの家庭で、市が支援を必要とすると認めた家庭

- (1) 妊婦がいる家庭
- (2) 0歳の乳児がいる家庭
- (3) 保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のいる家庭やそれに該当するおそれのある家庭
- (4) 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭やそれに該当するおそれのある家庭

利用時間等

- ・平日の午前8時から午後7時まで（12月29日～翌年1月3日を除く）
- ・1日あたり、2時間以内（1時間単位）

事業内容

※一例です。

家事支援：食事の準備等、洗濯、掃除、買い物の代行など

育児・養育支援：授乳のサポート、調乳、オムツ交換、沐浴の補助など



利用負担額

※世帯区分に応じて、1時間あたり以下の費用負担が必要になります。

世帯区分	午前8時～午後6時		午後6時～午後7時	
	家事支援	育児・養育支援	家事支援	育児・養育支援
生活保護世帯・市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
その他世帯	500円	200円	600円	250円

※利用日の前日（土曜日または日曜日、祝日、年末年始を除く。）午後5時までに連絡がなく、当日キャンセルした場合は別途キャンセル料がかかります。

利用の流れ

こども家庭センター（072-349-8016）の相談員と面談の上、利用の可否を決定します。

問い合わせ先

大阪狭山市こども家庭センター TEL 072-349-8016

〒589-0005 大阪狭山市狭山4丁目2303番地の2（子育て支援・世代間交流センター“UPっぴ”内）

大阪狭山市 未来に輝く教育のまち条例

— みんなでつくる、未来に輝く教育のまち —

条例の目的

この条例は、保護者・市民・学校園・市が連携し、社会総がかりで教育を支えることにより、「未来に輝く教育のまちづくり」を推進することを目的としています。

人口減少や少子高齢化、価値観の多様化など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

そのような中で、子どもを真ん中に据え、家庭・地域・学校園・行政が力を合わせて教育を支える仕組みを明確にするために制定するものです。



条例の基本理念

学びあい、つながりあい、未来に輝く人づくり

互いを尊重し学びあう

人と人がつながる

人も地域も輝くまちへ

市

教育・福祉・スポーツなど分野を越えて
「総合的な調整」と支援を行います。

連携及び協働

保護者

教育の第一義的責任を持ち、生活
習慣や「生きる力」を育みます。



市民

学校園

コミュニティ・スクールへの参画な
ど、地域全体で成長を支えます。

主体的な学びと、心身ともに「安心・
安全」な環境づくりに努めます。

意見情報の共有

○子どもの声を聴く: 子どもを「守られる対象」だけでなく
「主体的な当事者」として位置づけ、意見を尊重します
。

○市民・保護者の参画: 市民の皆さまの意向を的確に把握
し、施策に反映させるよう努めます。

○情報の公開: 透明性を高めるため、教育に関する情報を
わかりやすく積極的に提供します。

この条例は、令和8年（2026年）4月1日から
施行します。

問い合わせ

大阪狭山市教育委員会事務局 教育政策グループ

大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例

逐条解説

令和8年4月

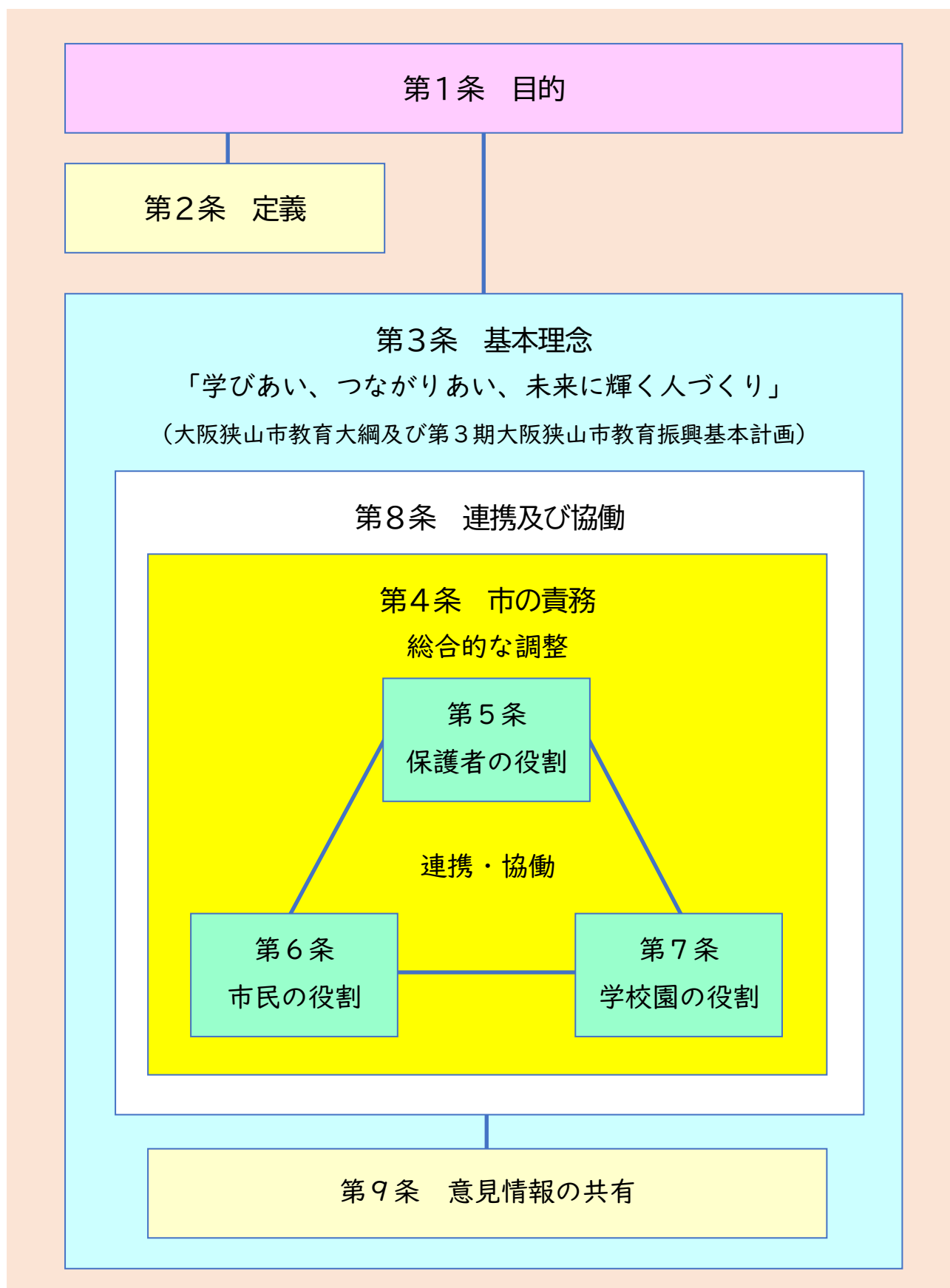
大阪狭山市教育委員会事務局

教育部教育政策グループ

目 次

I. 大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例の構成イメージ図	2
II. 大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例	3
第1条 目的	3
第2条 定義	4
第3条 基本理念	5
第4条 市の責務	6
第5条 保護者の役割	7
第6条 市民の役割	8
第7条 学校園の役割	9
第8条 連携及び協働	10
第9条 意見情報の共有	11
第10条 委任	11

I. 大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例の構成イメージ図



Ⅱ. 大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例

(目的)

第1条 この条例は、大阪狭山市（以下「市」という。）の教育の振興に関し、保護者、市民、学校園及び市の連携及び協働による社会総がかりで取り組むことについて、その基本理念を定めることにより、未来に輝く教育のまちづくりを推進することを目的とする。

【解説】

- 第1条は、この条例の目的について規定しています。
- 子どもを取り巻く社会環境は、人口減少や少子高齢化に伴う家庭・地域の変化、価値観の多様化などにより複雑化しています。そのため、教育の振興に関する施策に取り組むにあたって、市だけではなく、保護者・市民・学校園が一体となり、社会総がかりで取り組む必要があります。
- 本市では、この課題に応えるために、市・保護者・市民・学校園が連携・協働するための基本理念を明確に示すことで、未来を担う子どもの育成につなげていきます。
- 令和5年4月に施行された「こども基本法」では、「こどもまんなか社会」の実現が基本理念として掲げられました。この条例においてもこの理念を踏まえ、子どもの権利を尊重することを前提としつつ、子どもが健やかに成長するために、家庭や地域、学校園における学びや支え合いを包括的に位置付けています。
- この条例は、子どもを真ん中に据えた教育の振興を、家庭・地域・学校園と市が協働する仕組みとして制度化し、教育のまちづくりを社会総がかりで推進することを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。
- (4) 学校園 小学校、中学校、認定こども園等をいう。

【解説】

○第2条は、この条例で使用する用語の定義を規定しています。

○第1号については、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）において、18歳未満の者を「子ども」としていることから、この条例においても18歳未満の者を「子ども」と定義しています。ただし、次に掲げる18歳に達した後も引き続きこの条例の対象とする必要がある者については、柔軟に対応します。

①18歳に達した高校生等

②児童福祉法その他の法令に基づき、18歳未満の者と同様の措置や支援を必要としている者

○第2号については、児童福祉法第6条の規定を準用し、「保護者」を定義しています。

「その他のもので、子どもを現に監護するもの」については、児童福祉施設の長、里親、その他血縁関係の有無にかかわらず実際に子どもを養育している者が含まれます。

○第3号については、「市民」を市内に居住する人に限らず、市内で働く人や学ぶ人、NPO活動・ボランティア活動・事業活動等を行う人や団体も含めており、教育のまちづくりに多様な主体が参画できるようにしています。

○第4号については、「学校園」を大阪狭山市内における学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（小学校・中学校・幼稚園）のほか、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平

成（平成18年法律第77号）第2条第6項）、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、同法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設を含めて定義しています。

（基本理念）

第3条 未来に輝く教育のまちづくりの推進は、次に掲げる基本理念に基づいて行われなければならない。

- (1) 生涯にわたり、誰もが家庭や地域社会、学校や職場といったそれぞれの場できかわりあい、相互に人格と個性を尊重し支えあい、多様なあり方を認めあいながら幅広い知識や考え方を学びあうこと。
- (2) 主体的に人とのネットワークを幅広く育み、つながりの力を大切に支えること。
- (3) 前2号の自発的な活動を支援することにより、相互につながりを深めることで、人及び地域が輝くまちづくり及び教育をめざすこと。

【解説】

- 第3条は、この条例に基づき推進する「未来に輝く教育のまちづくり」における基本的な考え方を規定しています。
- 本市では、平成27年3月に「第1期大阪狭山市教育振興基本計画」を策定して以降、令和7年2月に策定した第3期計画に至るまで、また、平成27年8月に策定した「大阪狭山市教育大綱」においても、一貫して「学びあい、つながりあい、未来に輝く人づくり」を基本理念に掲げ、教育の振興に取り組んできています。
- この条例においては、同計画及び同大綱に示された基本理念をより確固たるものとするために、その構成要素である「学びあい」、「つながりあい」、「未来に輝く人づくり」の趣旨を、それぞれ第1号から第3号までに規定しています。これにより、同計画及び同大綱の理念を条例に昇華させ、継続的かつ全市的な教育の推進に資する基本理念として明文化しています。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の規定により策定する施策に市民の意見を十分に反映させるよう努め、その実施に当たっては、より多くの理解と協力を得るよう努めるものとする。

3 市は、保護者、市民及び学校園がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援に努めるものとする。

4 市は、第8条の規定により、連携及び協働が図られるよう総合的な調整を行うものとする。

【解説】

○第4条は、市の責務を明確にし、本市の教育の振興に対して市が主体的かつ強い責任を持つことを規定しています。

○第1項については、「市」を主体とした規定とすることで、市長や教育委員会のみならず、他の執行機関も教育の振興に関する施策を策定・実施する主体となり、市全体で取り組む姿勢を示しています。

○第2項について、教育の振興に関する施策を策定・実施するにあたり、単なる説明責任にとどまらず、パブリックコメントの実施や子ども・保護者を対象としたアンケート調査などを通じて意見を聴取し、それを施策に反映させることで、より多くの理解と協力を得ることをめざしています。

○第3項については、保護者、市民及び学校園がそれぞれの役割を果たすために、市が必要な支援を行うことを定めています。具体的には、保護者については家庭教育の相談体制の整備、市民については地域活動への助成や地域コーディネーターの配置、学校園についてはスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの人的配置などが想定され、これらを通じて条例の実効性を高めます。

○第4項について、教育の振興に関する施策は子育て・福祉・地域活動・防災・スポーツなど多分野にわたって密接に関連するため、市が総合的な調整役を担うことを明記しています。これにより、教育の推進を縦割りにとどめず、幅広い行政分野と連動する体制を構築する意義を示しています。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、家庭が子どもの健やかな育ちの基盤であることから、教育の第一義的責任を有する者として、子どもの発達の過程に応じて生きる力を育むことができるよう努めるものとする。

【解説】

- 第5条は保護者の役割について規定しています。
- 教育基本法（平成18年法律第120号）第10条第1項において「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有する」と規定されており、この条例もこれを踏まえて規定しています。
- 保護者は、子どもの食事・睡眠・学習といった生活習慣の確立に加え、情緒の安定や人間関係の形成を支え、子どもの人格を尊重しつつ最善の利益を考慮した健やかな育ちの基盤をつくる役割を担っています。これは「教育」だけでなく、養育・子育てを含む広い意味での責務をさしています。
- 「生きる力」とは、文部科学省が学習指導要領に掲げる教育理念であり、「知・徳・体のバランスのとれた力」を意味します。この条例における保護者の役割は、子どもの教育の責任を一方的に課すものではなく、日常的な子育てや生活を通じて、この「生きる力」を育むよう努めることを期待しています。そのうえで、社会総がかりによる教育の振興の一翼を担う主体として位置づけています。

(市民の役割)

第6条 市民は、教育への関心と理解を深めるとともに、教育の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

- 第6条は、市民の役割について規定しています。
- 市民は教育の直接の受益者にとどまらず、その振興を支える重要な主体として位置付けています。
- 具体的には、学校運営協議会を設置して地域と学校が連携して教育を進める「コミュニティ・スクール」への参画、地域における学習活動や文化活動への参加、さらには教育行政の計画策定に対する意見提出など、多様な形で教育に関わることが想定されています。
- 本市に関わるすべての人が教育の振興の担い手となることを通じて、地域全体で子どもの成長を支える「社会総がかり」の仕組みを実現しようとするものです。

(学校園の役割)

第7条 学校園は、一人ひとりの子どもが成長や発達の過程に応じて、主体的に学び、将来、社会において自立的に生きるための基礎を培うことができる環境づくりに努めるものとする。

2 学校園は、子どもの安全を確保するとともに、子どもが安心して学び、及び育つことができる環境づくりに努めるものとする。

【解説】

○第7条は、学校園の役割について規定しています。

○学校園は、子どもが主体的に学び、安全で安心できる環境のもとで成長できるようにするとともに、地域と連携しながら社会総がかりの教育の拠点となること求めるものです。

○第1項については、本市において実施しているコミュニティ・スクールや地域学校協働活動等の取組を踏まえ、学校園は学力の育成だけにとどまらず、地域社会と相互に補完し合いながら、他者との協力や助け合いを通じて、多様な人々と共に生きる力を培う環境づくりに努めることとします。

○第2項については、子どもが安心して学び育つためには、身体的な安全の確保に加え、心理的な安心感が不可欠であることから、学校園が一体となってそのような環境整備に努めるべきこととします。

(連携及び協働)

第8条 保護者、市民及び学校園は、前3条に規定する役割を果たすに当たっては、相互に連携し、及び協働するよう努めるものとする。

【解説】

- 第8条は、保護者（第5条）、市民（第6条）及び学校園（第7条）のそれぞれに定められた役割が単独で果たされるのではなく、相互の連携と協働によって実効性を持つことを規定しています。
- 教育の振興は、保護者、市民及び学校園のいずれか一方のみで完結するものではなく、それぞれの役割を補い合うことで初めて十分な成果が期待できます。そのため、これらの主体が協働して取り組むことを求めるものです。
- 市（第4条）が調整機能を発揮することによって、保護者・市民及び学校園の取組が有機的に結びつき、社会総がかりで教育の振興を進める仕組みを担保するものです。

(意見情報の共有)

第9条 市は、教育の振興に関する施策について説明をする責任を果たすため、教育に関する情報を積極的に提供するものとする。

2 市は、子どもの最善の利益を実現するために、子どもの意見を尊重し、これを聴き取るとともに、保護者、市民の意向を的確に把握し、教育の振興に関する施策に適切に反映させるよう努めなければならない。

【解説】

- 第9条は、教育の振興に関する施策を、市が一方的に主導するのではなく、保護者、市民及び学校園との双方向の関りによって実現していくために、透明性及び信頼性を確保することを規定しています。
- 第1項については、市が教育の振興に関する施策を進めるうえで、保護者、市民及び学校園との信頼関係を築くことが不可欠であることから、施策の内容や方針をわかりやすく説明し、積極的に情報を提供・公開する責任を明らかにしています。
- 第2項については、こども基本法を踏まえ、子どもを教育の振興に関する施策の「対象」ではなく「主体的な当事者」として位置付け、意見表明権を尊重することを示しています。加えて、保護者及び市民の意向についても的確に把握し、施策に適切に反映させることにより、子ども、保護者及び市民が参画する仕組みを整備し、教育の振興に関する施策への主体的な関与を促すことを明らかにしています。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

【解説】

- 第10条については、委任事項について規定しています。
- この条例に定めること以外で、条例の施行について必要な事項は教育委員会が別に定めることとします。